

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の社長さんでした。

内容は5年前に採用し1年間の雇用契約を更新してきたパートタイマー

## 名北協会相談員日誌⑤

# こちら企業の労働110番です



船岡社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員  
社会保険労務士

船岡和彦

担当していた業務が減少したため契約期間満了の30日前に雇止めの予告を行ったところ、数日後には〇〇ユニオンという労働組合からパートタイ

## パートタイム労働者の雇い止め紛争への対応

マードが組合員となつたことの通知と団体交渉の申入れがあり、その内容は、「先日の退職通知は雇止めではなく解雇であり、客観的に合理的な理由が無く、社会通念上相

当性も認められないでの今回の雇止めは無効であり、現場復帰を要求する」というものだが、どうしたらいいのか?とのご相談でした。

詳しく状況をお聞きすると、本人には雇用契約締結の際に、今後の契約更新の有無や更新をするかどうかの判断基準などの説明は全くしておらず、さらに「契約は1年ごとになっているが、あなたにはずっと勤務してもらいたい」といった話もしているのです。社長さんに

できること、また今までの契約更新の状況から、今回の雇止めは民事では無効と判断される可能性が多く、要求通り復帰させれるか双方協議で解決を図る方向で調整するのが望ましいとお伝えしました。

できないこと、また今までの契約更新の状況から、今回の雇止めは民事では無効と判断される可能性が多く、要求通り復帰させれるか双方協議で解決を図る方向で調整するのが望ましいとお伝えしました。

ごとに契約更新を重ねることは、期間の定めがない契約と実質的に変わりがない」とし、雇止めの意思表示は実質的に解雇の意思表示にあたる。よってこの雇止めは解雇であり無効と判断しています。

また東芝柳町工場事件の判例からは、正社員と有期労働契約者の業務等の区別が明確にされなかつたことも判断基準に挙げており、仕事の種類、内容を正社員と区別し、契約期間の長さや更新回数にも留意するなど、臨時の雇用であることを明確に示しておくこともトラブルの予防策として考えられます。



東芝柳町工場事件（最高裁判決 昭和49年7月22日）では、有期労働契約を更新して长期雇用さ

れていたが、あなたにはずっと勤務してもらいたい」といった話もしているのです。社長さんは社外の労働組合でも団体交渉を拒否することは

ではなぜ、雇用契約期間の満了で退職させただけなのに、雇止めは解雇されないのでしょう?

されていないことから、判例と同様に雇止め自体が無効と判断されると考えられます。では、どうすれば雇止め時のトラブルが防げるのでしょうか?

無効な雇止めトラブルを避けるため、雇用契約書や有期労働契約者に対する契約更新時の対応等を一度見直されてはいかがでしょうか。